

タラバ速ニ陣ヲ開テ可退散トゾ宣ケル

〔大鏡七太政大臣道長〕この入道殿下○藤原のひとつかどばかりこそは、太皇太后宮皇太后宮、中宮、

三所おはしたれ

〔平家物語〕禿童事

六波羅殿の御一家のきんだちとだにいへば、花ぞくもゑいゆうもたれかたをならべ、おもてをむかふものなし、又入道相國のこぞうと、平大納言ときたゞのきやうのたまひけるは、この一もん○平にあらざらんものはみな人非人たるべしとぞのたまひける、さればいかなる人も、この一もんにむすばれんとぞしける、

〔本朝世紀〕久安三年七月廿一日癸未、今日法皇御覽武士散位平正弘、率子姪之輩十三人、皆著甲冑、

又散位源重戒、右衛門尉公俊等、同渡御前、重成郎從、甲冑之士纏數幅之布之世俗號、爲御流矢云々、永

久之比、南都衆徒合戰之日、叔父重時朝臣郎從著此布云々、一族之風云々、見者足驚眼、

〔吾妻鏡三十六〕寛元二年六月十日己卯、肥前國御家人久有志良左衛門三郎兼繼、訴申安德左衛門

尉政尙一族五人任官事、政尙政家等所領三分二、可被召趣前兵庫助奉行之、

〔神皇正統記後醍醐〕頼朝は我身か、ればとて、兄弟一族をばかたくおさへけるにや、義經五位の

檢非違使にてやみぬ、範頼が參河守なりしは、頼朝拜賀の日、地下の前駈に召加へたり、おごる心

見えければにや、この兩弟をも終にうしなひにき、さらぬ親族もおほくほろぼされしは、おごり

のはしをふせぎて、世をも久しく家をもしづめんとにやありけん、

〔令義解六儀制〕凡元日不得拜親王以下○註親戚謂親者、内親也、及家令以下不在禁限、

○按ズルニ、戚ノ字ハ、支那ノ字書ニ據ルニ、必シモ外戚ノ意義ナシ、

〔安齋隨筆後編〕内戚外戚 父方の親類を内戚と云、母方の親類を外戚と云、親族に内外を稱す

内戚
外戚